

# 「みんなで選ぶ 北播磨PRマテリアル総選挙」業務委託 仕様書

## 1 業務名

みんなで選ぶ 北播磨PRマテリアル総選挙 業務委託

## 2 業務の目的

兵庫県西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町（以下、「北播磨地域」という。）の幅広い世代の住民が、地域を代表するものとしてイメージでき、地域内外にPRしていきたいと思える地域資源（風景、自然、建造物、伝統文化等）を表現した広報用資材（以下、「マテリアル」という。）を投票により決定し、その資材を兵庫県北播磨県民局（以下、「県民局」という。）において各種情報発信の際に活用することで、住民のふるさと意識を醸成するとともに、地域外の人々の北播磨地域に対する関心を高める。

## 3 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

## 4 提案上限額

900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務概要

「北播磨PRマテリアル総選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）」として、北播磨地域をPRするマテリアルを一般公募し、応募のあった作品の中から、北播磨地域のイメージを最も効果的に表現した作品を決定する企画を実施する。

### (1) 募集するマテリアル

兵庫県北播磨地域をイメージする広報用資材

※選挙管理委員会により決定されたマテリアルは、今後、北播磨県民局等で活用を検討しています。そのため、どのように活用してほしいかを検討し、適切なマテリアルを募集してください。

### (2) マテリアルの規定等について

#### ア 応募規定

募集するマテリアルは、応募者の自作未発表の作品とし、表現方法は自由とする。

また、応募者は応募作品に関して、知的財産権など第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても入賞を取り消すことがある。

#### イ 応募上の注意点

(ア) 応募作品の著作権は応募者に帰属します。

- (イ) 入賞作品の著作権、使用权、その他一切の権利（以下「著作権等」）は、県民局に帰属し、県民局は北播磨の魅力発信のため、無償で県のホームページや広報誌といった県の広報媒体等に利用する権利を永久に有するものとする。（県民局が適当と認める団体等においても使用することがある）
- (ウ) 入賞作品の使用の際、県民局において、加筆・修正を施すことができるものとする。その際には当該入賞作品の応募者へ確認をとることとする。

#### ウ その他の留意事項

- (ア) 応募作品の中に第三者が著作権・肖像権等の権利を有している著作物等を使用していない等、著作権・肖像権等の問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は応募者の責任において処理すること。県民局および選挙管理委員会は責任を負わない。

また、盗作、模写、自作でない作品又は発表済みの作品とみなされた場合や、申込事項に虚偽が発覚した場合は、入賞発表後であっても、入賞を取り消すこととし、取消に伴い発生した費用の一切について、応募者の負担とする。

- (イ) 応募にあたって提供された個人情報については、本募集事業の実施に関わる事項以外には使用しない。なお、入賞作品の応募者（グループ等での応募の場合は代表者）の氏名・グループまたは法人名、住所（市町村）については、公表する場合がある。
- (ウ) 応募の時点で、作品応募に関する各規定に記載の事項に同意したものとみなす。
- (エ) 応募作品は返却しない。また、作品の応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

#### エ 賞及び賞金

選挙管理委員会において、応募作品の中から賞を決定する。なお、入賞者への賞状および副賞は、県民局において授与する。

## 6 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権、肖像権等一式は県民局に帰属するものとする。

## 7 留意事項

業務の遂行状況について随時県民局に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。

また、この仕様書に定めのない事項については、県民局と受託事業者が協議のうえ定める。仕様に関する疑義についても同様とする。

## 8 実績報告書・成果物の提出

- (1) 本業務に関わる実績報告書（実施概要、実績、効果、実施の際の記録写真、投票結果及び分析）
- (2) その他当該業務において作成した広報物等一式